

いきいきネット相談支援センター

C S W (コミュニティソーシャルワーカー)

令和4年度

活動報告書

～地域で支えあい、共に生きる安心と

活力のある福祉コミュニティづくりをめざして～

東大阪市 C S W 連絡会

はじめに

令和4年度は昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中で事業を進めてまいりましたが、令和5年3月13日からはマスク着用判断が見直され、また令和5年度(5月8日)からは感染症の分類の「5類」への移行が決定するなど、新型コロナウイルスと共存しながら新たな日常が始まる兆しが見えはじめた転機の年度でもありました。

本市においては、令和4年4月より高齢、障害、子ども、困窮の4分野を中心とした多職種・多機関の連携による横断的な相談支援体制の構築を目指し、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の事業からなる「重層的支援体制整備事業」をスタートしました。近年、「ひきこもり」や「8050問題」「ごみ屋敷」「ヤングケアラー」といった問題が社会問題として取り上げられていますが、これらの問題の背景には複雑化・複合化した課題が積み重なっている世帯も散見されることから、関係機関の連携は、より重要性を増していると考えています。実際に、令和4年度には学校を起点とする相談に対して、行政・福祉機関だけではなく、教育分野や医療機関、民生委員などとも連携して支援を行った事例もありました。

この事業の一旦を担う存在として、本市では市内に13名のコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、地域における身近な相談窓口として、日々地域住民が抱える様々な福祉課題を受けとめ、関係機関と連携し課題解決に向けて尽力しています。また、地域が抱える潜在的な課題やニーズを把握し、社会福祉協議会地域担当職員(COW)とも連携しながら地域全体で支え合うネットワークづくりにも取り組んでいます。

「重層的支援体制整備事業」を開始したことで、分野を超えた関係機関の連携を推進するCSW及びCOWの役割は、これまで以上に重要性を増しており、その機能を活かした連携の担い手として、より一層の活躍が期待されているところです。

最後に、CSW活動連絡会の創設期から長年にわたり、スーパーバイザーとしてご指導いただいております大阪教育大学新崎国広先生に心より感謝申し上げますとともに、今後もなお一層、CSWとCOWが多職種連携・地域協働を具体化するコーディネーターとして活躍できるよう、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

東大阪市福祉部長

目 次

1. 令和4年度 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）活動報告書巻頭言 「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の開始と 地域福祉計画・地域福祉活動計画」	1
2. コミュニティソーシャルワーカー配置事業の活動について	
1) コミュニティソーシャルワーカー連絡会・研究会・連携会の開催について	3
2) 地域福祉ネットワークづくり	3
3) 各種研修会参加について	4
4) 地域福祉ネットワーク推進会議について	4
3. 地域の方や専門機関からのメッセージ	5
4. 相談件数と主な内容について	
1) 相談者による分類	9
2) 援護を必要とする者（要援護者）による分類	10
3) 援護を必要とする者（要援護者）の年齢区分	11
4) 相談内容による分類	12
5) アウトリーチによる分類	14
5. 令和4年度コミュニティソーシャルワーカー支援事例	
1) 支援者・近隣住民が長年見守り続けて支援を行った事例	17
2) 日本語の理解が困難な外国籍の本人とヤングケアラーの母子世帯へ支援した事例	19
3) 総合的な課題のある家庭へ民生委員と協働で支援した事例	21
4) 生活困窮世帯を民生委員・病院が発見し専門機関と連携した事例	23
5) 母親が亡くなり単身世帯となった子への今後に向けて支援した事例	25
6. 重層的支援体制整備事業について	27
7. 令和4年度 重層的支援体制整備事業支援事例	29
8. 令和4年度いきいきネット相談支援センター一覧	30
9. いきいきネット相談支援センター福祉の出張相談コーナー	31
10. コミュニティソーシャルワーカー配置事業関連資料	32
11. 東大阪市コミュニティソーシャルワーカー連絡会会則	35

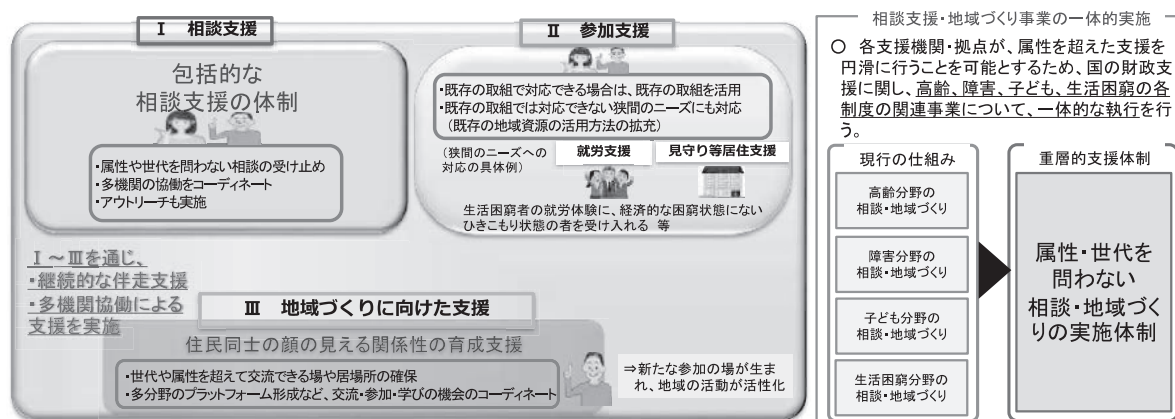
1. 令和4（2022）年度 東大阪市CSW・COW活動報告書 巻頭言 「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の開始と 地域福祉計画・地域福祉活動計画」

大阪教育大学 新崎 国広(社会福祉士)

1. 地域共生社会の実現に寄与するCSW&COWの役割

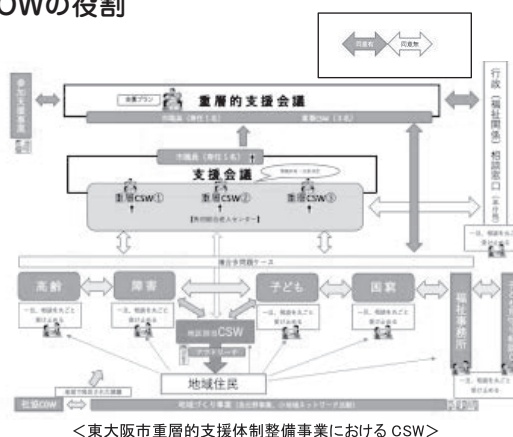
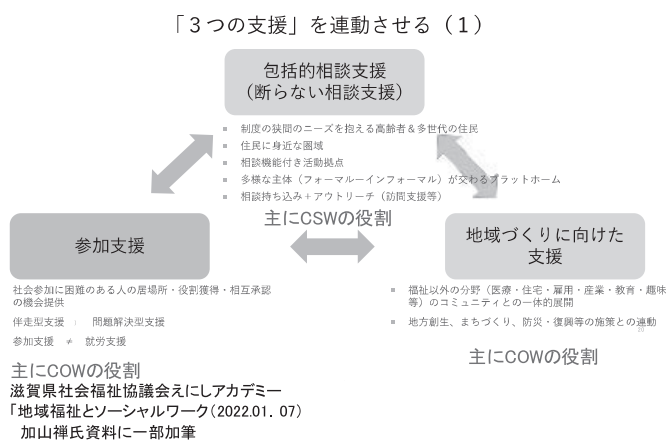
平成29（2017）年と令和2（2020）年といった短期間に社会福祉法の改正が2回行われました。まず、2017（平成29）年の社会福祉法の改正では、第6条の2項に「地方公共団体の責務として包括的な支援体制づくりに努めること」が明記され地域福祉の推進における行政の努力義務が明文化されました（平成30（2018）年4月1日施行）。その後、令和2（2020）年には、「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立し、令和3（2021）年4月から施行されました。

この改正により社会福祉法の第106条の3に、「重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じて、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」とより具体的な方策が打ち出されました。この重層的支援体制整備事業の3つの柱として①相談支援（本人・世帯の属性に関わらない相談支援）、②参加支援（社会とのつながりを回復する支援）、③地域づくりに向けた支援（地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援）を掲げてます。東大阪市では、令和4（2022）年4月から、上記の重層的支援体制整備事業がスタートしました。



出典：厚生労働省資料「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備のための「重層的支援体制整備事業」の創設について」

2. 重層的支援体制整備事業の実現に向けてのCSW&COWの役割



＜東大阪市重層的支援体制整備事業におけるCSW＞

東大阪市のCSWは、平成18（2006）年度から従来の申請主義では対応できなかった複雑・複合化したケースに対してアウトリーチを行うなど積極的継続的な支援を展開してきました。令和4（2022）年4月からは、新たに市職員1名と社協に重層CSW3名が増員され、より積極的な包括的相談体制が充実しました。

一方、社協のCOWも、コロナ禍で2年あまり従前に地域福祉活動ができない状況の中で、コロナウイルス感染拡大に十分留意して、地域の福祉力を後退させないために様々な取組を行ってきました。5月からコロナウイルスが2類から5類に変更になる事を受け、民生委員児童委員や福祉委員の皆さんと協働して各担当地区の特性に合わせた地域づくりや参加支援に積極的に取り組んでいます。

3. 令和5年度は、地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定年

行政が作成する地域福祉計画（行政計画）と社協中心となって作成する民間計画である地域福祉活動計画は、5年ごとに策定されます。両計画は、次のような経緯で現在に至っています。

平成21（2009）年にはそれまで別々に策定していた計画を公民協働で作成し、「東大阪市第3期地域福祉計画」と「新・地域福祉活動計画（愛称：プラン'13ひがしおおさか）」を策定しました。両計画では、身近な相談窓口としてのコミュニティソーシャルワーカーの充実や、小地域ネットワーク活動の支援を行うCOW（コミュニティワーカー）の増員に加えて、市域での分野・領域を越えた横断的な支援ネットワークの構築をめざした「地域福祉ネットワーク推進会議」を創設しました。

平成26（2014）年に策定した「東大阪市第4期地域福祉計画」「第5期地域福祉活動計画（愛称：スクラム'23）」においては、「地域福祉ネットワーク推進会議」を現在同様、東・中・西の3地区に細分化し、各地区の特性を活かした支援ネットワークの基盤整備を行いました。現在は、各地区でCSW&COWだけでなく、各地区の社会福祉法人や支援機関でネットワーク推進会議のプロジェクトチームを構成し、分野・領域を越えた横断的な支援ネットワークの充実に日々努めています。「地域福祉ネットワーク推進会議」は、今回の重層的支援体制整備事業の包括的相談支援会議の機能を有しているといえます。

平成31（2019）年の「第5期地域福祉計画」・「第5期地域福祉活動計画（愛称：スクラム'23）」では、平成28（2016）年7月15日に打ち出された「地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現」に向けて、いわゆる「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部構想」に基づき、従来の縦割り体制の弊害である「制度の狭間」をなくすための包括的な相談支援体制の強化を図り、CSW&COWだけでなく「地域福祉ネットワーク推進会議」等既成の支援ネットワークの充実を図っています。

そして、来年度の令和5（2023）年に策定する「第6期地域福祉計画」・「第7期地域福祉活動計画（愛称：未定）」では、前述の「重層的支援体制整備事業」を具現化・充実するための5年間と位置づけ、地域共生社会の実現に向けての5年間の計画を、公民協働で作成していく予定です。

4. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の3つのゴール

両計画は次の3つのゴール設定を念頭に置いて、策定することが必要不可欠であると考えています。

3つの目標	ポイント	ねらい
タスク・ゴール （事業目標）	基本理念 課題達成目標	◎基本理念 「地域共生社会の実現」 「すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、共に生きる安心と活力の福祉コミュニティの実現」 ○地域福祉活動計画の基本理念・ミッションを明確にして、実現をめざす ○具体的には、複数の事業を実施する際には、各事業ごとに優先順位をつけ、実行していくことが必要。このため、PDCAによる継続改善が必要不可欠。
プロセス・ゴール	福祉教育的機能 プロセス重視 ・相互学習機能 ・地域理解機能	○地域福祉計画策定プロセスをととして、住民一人ひとりの気づきや学びを深めていき、地域住民全体の福祉意識への主体形成を図っていく「地域福祉を推進するための福祉教育的機能」 ○計画は策定することが目的ではなく、策定プロセスをととしての各組織・団体・個人の問題意識の合意形成を重要視する。 ○住民懇談会や計画策定ワーキングチームにおける話し合い（グループワーク）のプロセスにおける問題意識や相互学習の進化
リレーション シップ・ゴール （関係構築ゴール）	地域福祉プラットフォームの構築 個々のソーシャルキャピタルの拡大	○策定プロセスをととして「顔の見える関係づくり」「学びあいの場づくり」 ○策定プロセスをととして、各団体・組織間が、共通の場で議論する結果として、合意形成が図られ地域福祉プラットフォーム（ソーシャルキャピタル）を構築する ○具体的には、行政、社会福祉協議会、社会福祉施設、自治会・福祉委員会・民生員会・ボランティアNPO等各団体・組織間の関係・合意形成の構築をめざす

「第6期地域福祉計画」・「第7期地域福祉活動計画（愛称：未定）」の策定プロセスにおいても、地域福祉懇談会の進行等のファシリテーションを行う等CSW&COWが地域共生社会の実現に向けて寄与する役割は大きいと考えます。

2. コミュニティソーシャルワーカー配置事業の活動について

1) コミュニティソーシャルワーカー連絡会・研究会・連携会の開催について

連絡会・研究会は、スーパーバイザーの大阪教育大学新崎特任教授、東大阪市福祉部地域福祉室地域福祉課、重層的支援体制整備事業3名の重層CSW、7名の社会福祉協議会地域担当職員（COW）と合同で新型コロナウイルスの感染状況により、対面やオンラインを用いて毎月開催している。この会議では、重層CSW・CSW・COWより主な支援事例や地域の動きの報告、事例検討会、他機関との交流会をおこない、新崎特任教授の指導や助言と協力を仰ぎ、CSW・COWのスキルアップや連携強化に努めた。

連携会は、2ヶ所に分かれてよりよい身近な会議となるよう開催し、CSWが担当地域の支援事例の状況報告や意見交換等をおこなった。

2) 地域福祉ネットワークづくり

月 日	内 容
令和4年 4月8日	岩田校区「おやじカフェ」
4月13日	池島校区子育てサロン「びよんびよんクラブ」
5月8日	お元気サロン
5月13日	若江校区小地域ネットワークサロン
5月17日	花園校区高齢者疑似体験
6月2日	わんぱくフェスティバル
6月10日	上四条校区小ネット研修会
6月26日	角田自治会「グラウンドゴルフ大会」
8月10日	枚岡西校区「サマースクール」
8月24日	高井田東校区子育てサロン
8月25日	成和校区サロン「すぎのこ会」
10月19日	石切東校区「ポッチャ体験、車椅子体験」
10月23日	縄手北校区「ふれあいの集い」
10月30日	池島校区「ひとり暮らし高齢者配食活動」
11月1日	高井田東校区文化祭
11月5日	池島校区「音楽祭」
11月5日	鴻池東校区「子どもまつり」
11月12日	意岐部フェスタ
11月16日	池島校区「おやじ喫茶」
11月17日	若江校区高齢者疑似体験
11月24日	石切東校区「高齢者疑似体験、車椅子体験」
11月26日	縄手北校区「竹とんぼサロン」
12月7日	上四条校区子育てサロン
12月18日	加納校区クリスマス会
令和5年 1月12日	高井田東校区サロン防災勉強会
1月17日	枚岡東小学校「昔遊び」
1月29日	枚岡西校区「敬老慰労会」
2月19日	枚岡西校区 避難所運営ゲームHUG
2月27日	鴻池東校区「小ネットリーダー研修」
3月21日	鴻池東校区「防災訓練」

※2020年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により地域活動が自粛されている中、徐々にではあるが地域活動が再開しつつある状況であり、地域住民の孤立であったり、つながりづくりが今後必要である。また、校区民生委員児童委員会や校区福祉委員会等の会議に出席しCSWの啓発活動に努めた。

※分野を超えた専門機関の会議、地域福祉ネットワーク推進会議（東・中・西）、自立支援協議会、地域別会議やケア会議、社会貢献支援員連絡会など積極的に出席し、顔の見える関係づくりを構築している。

3) 各種研修会参加について

月 日	内 容
令和4年 5月30日	「いざという時のために知って安心」 ～相続・遺言の種類や作成、任意後見について学ぶ～
7月1日(5回受講)	地域福祉コーディネーターのための基礎研修
7月15日	ケアマネジメント事例研究会
8月25日	発達障害研修
8月26日	ゲートキーパー養成研修
9月2日 10月14日・1月13日	障害のある方の生活を支える「本人主体の支援とは」
9月30日	CSWスマイルサポーター事例報告会
10月26日・2月10日	大阪府ひきこもり支援に携わる人材育成研修
11月1日・15日・29日	東大阪市ヤングケアラー関係機関職員研修
11月25日	居住支援×レスキュー事業マッチアップ研修会
11月29日	東大阪市ひきこもり等支援事業研修会
12月14日	令和4年度地域協働のための研修
令和5年 1月27日	CSWスマイルサポーター相談援助技術研修会
3月11日	重度障害者地域生活支援体制整備事業 実践報告会
3月23日	施設CSW連絡会「精神障害者支援の入り口を知ろう」
3月24日	東大阪市ヤングケアラー実践調査結果報告会と講演会

※上記以外にも大阪府社会福祉協議会開催の地域福祉コーディネーター研修やCSWスキルアップ研修等に出席し、CSWのスキルの向上に努めた。

4) 地域福祉ネットワーク推進会議について

COWが中心となって開催している地域福祉ネットワーク推進会議は、東・中・西の3ヶ所で開催し、高齢・障がい・児童等の分野を超えた専門機関が集い、顔の見える関係づくりを目指して開催している。CSWはこのプロジェクトメンバーとなり、積極的に協働・参画した。昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大の対策をして、オンライン、会場での参加ができるよう工夫し開催した。

月 日	内 容
令和4年 8月18日	「一災害に備えてー個別避難計画について知っていますか？」 ～個別避難計画について皆さんと一緒に考えましょう。～
8月30日	「精神疾患への対応」～困ったときは関係機関で助け合おう～
9月26日	「個別避難計画を知ろう～平時からの繋がり・備えについて」
令和5年 2月9日	「コロナ禍での防災訓練～地域みんなで防災意識を高めよう～」
2月14日	「災害時の個別避難計画を作成した地域の声をきこう」
2月20日	災害に備えよう！個別避難計画～地域のつながりの輪を持とう～
3月14日・20日・24日	誰もが住みやすい地域づくり

3. 地域の方や専門機関からのメッセージ

地域の方からのメッセージ

いつもCSWさんにはお世話になっております・

「こんな時どうしたらいいのかな・・・」「こんな案件をどう進めたらいいのだろう・・・」と悩んだ時には、すぐにCSWに相談しています。すぐに話を聞いてくれて動いてくださるので、とても心強い存在です。解決まで時間のかかる大変な案件も、相談者の目線にたち、優しく寄り添って話を聞いてくださり、いつの間にか相談者と信頼関係を築き、スムーズに支援が進んでいます。地域には常に多くの案件があり助けを待っている方がたくさんいます。これからもCSWさんのご活躍を心から期待、応援しています。

民生委員6年目になります。担当させて頂いている方々を丁寧に訪問、沢山お話を聞かせて頂き信頼関係を築いて来ました。

皆様、環境も良くご家族やヘルパーさんに守られて安心な方が多いのですが、地域にはまだまだ関わっていない所に大変な状況の方がおられるように思います。

地域やご近所とのネットワークを大切にし、困っておられる方、周りから心配されている方がおられたら、CSWさんに連絡させて頂きます。

すぐに対応、動いて下さり、もちろん福祉の知識も豊富なプロの方なので心強い限りです。

毎月の定例会議にも参加して下さるので、もっとCSWさんにお話しして頂いたり、懇談の時間をとって頂けたらありがたいなと思います。

コロナ禍になり3年が過ぎ、ますます人とのつながりも薄れ会話もなく、地域の活動も自粛を余儀なくされた結果、私の地域に於いてもひとり暮らしの認知症の方や多様で複雑な問題を抱えている方が増えています。

どのような取り組み方をすればいいのか？と思った際にいつも寄り添って頂いている信頼のおけるCSW、COWの方々と連絡を取り合い、すぐに相談に応じて頂き、心強い存在であることに感謝しています。

ますます多様な課題も増えてくる事と思いますが、これからも共に連携を深め充実した活動を努めていきたいと思います。今後ともよろしくお願い致します。

CSWが開設された頃は、何をする方が分からなかった事もあって定例会に来て活動や役割を説明して頂いたり、コミュニケーションを取るため日帰り研修にも参加して頂きました。

担当者も何人か変わりましたが地域にどんどん浸透し、今はなくてはならない存在となっています。

そしていつも明るく対応が早く、気持ちがいいです。何か困った事を相談されたら直ぐCSWに連絡して下さい、と言っています。

先日も高齢者の一人暮らしの方から、玄関の横の木が切ってほしいと相談され、CSWに連絡したら即対応して頂きました。

日頃より大変お世話になっております。正直言って最初はCSWの存在は知っていましたが、本当に相談にのってくれるの？動いてくれるの？と思っていました。そんな折、地域の方の事で対応に困っていた時にCSWの事を思い出し、連絡させてもらいました。すぐに動いてくれ、その後も一緒になってその方の事を考えていただき、相談して良かったなあと考えております。

我々だけではカバー出来ない事もたくさんあり、また今後地域の問題、課題もますます複雑になっていくと思いますので、今後も頼りにさせて頂いて、一緒に地域を支える一員になってもらえたらと思います。

私が住んでいる校区は市内でも高齢化比率が高いところで、それら高齢者の方々の日常の居場所作りのお手伝いが出来ればとの思いで、工夫を重ねながら福祉活動を続けております。

活動を継続して行く中で様々な課題が見つかりました。これはどの地域においても抱えておられる共通の問題と思いますが、男性の方にも参加していただけるサロンを企画し実施しても、男性の方にはなかなか参加してもらえないことが先ず挙げられます。

次に男女共通の課題として挙げられるのは、参加し易いサロンを企画しても関心を示されず、何処にも参加されず孤立している方がおられることです。

高齢化が進む中において福祉活動の重要な役割は、これら福祉活動に無関心で、参加されないため福祉のネットワークに掛からない方を無くすことで、解決のためにはCSW・COWの方々との連携は今後ますます重要になると考えられます。

専門機関からのメッセージ

福祉の相談業務をさせて頂いております。CSWさんとは長いお付き合いですね。いつも快く相談に応じて頂きありがとうございます。お困り事がある方々への寄り添い方、傾聴されているお姿、関係機関への説明・調整、どなたに対しても優しく丁寧な口調など、ここでは書ききれないことばかり。本当に素敵すぎます(笑)

これからも一緒にできる機会を楽しみにしつつ、良き関係機関になれるよう日々頑張りたいと思います。これからも宜しくお願い致します！

私は児童養護施設に勤めています。社会福祉法人が地域における公益的な取り組みを求められるようになって、当施設も果たしてどのような取り組みが出来るのかと考えていた時に、私は10代女子の生活困窮ケースに関与することになりました。

児童養護施設の現状として、10代で自立した児童のその後は、転職や早期離職が大変早い傾向にあります。これは全国的なことで、どこの施設もアフターケアに力を入れる必要性を強く感じています。施設CSWとして活動させて頂いて思うことは、施設だけでなく家庭で暮らしている児童も同じような状況にあるケースが多いことです。

施設が窓口になり、今後も地域に少しでも貢献できるようにいきいきネット相談支援センターCSW含め関係機関と連携を図り、この活動を継続していきたいと考えています。

39年前に養護学校(支援学校)を卒業した彼と会いました。57歳。高等部を卒業後就労して30年間大手事務機器メーカーで働き、間くと92歳と86歳の両親の介護のため退職。同級生たちも失業したり、就職した会社が火災で無くなったり、両親が亡くなり淡路島の施設に入っている元彼女の事などいつまでも話しが尽きません。「高等部の時のような時間はもう戻ってこないねんなあ」。そんな彼も、夜勤や残業で体調を崩し、20歳後半、僧帽弁術後で心臓機能障害1級。両親も彼も病院通いが頻繁にあります。高齢の両親は日中も睡眠時間が多く彼は、母親が十分に眠れるよう部屋にスペースを作るため昼間は外出します。パチンコだそうです。お昼ご飯は食べません。介護保険の手続きも、障害基礎年金のことも知っている程度。「相談する人はいるの?」「自分で決めた。相談したらその人の意見になってしまう。押し付けになる」「どうせ聞いても答えは同じ。どうしたらいいかくらい自分でも考えられるから」40年近くも身近な相談者なく一人で考え闘い、現実を受け入れてきた彼。その強い意思に過去の頑丈な彼の姿が重なりつつも、今後のことを思うと彼の心に寄り添える相談者が早く見つかって欲しいと願い、地域のCSWさんたちのお仕事の大変さと重要性に改めて気付かされた時間でした。

いつも大変お世話になっております。どこに相談してよいかわからないときは、とりあえずCSWさんに相談させていただいております。それで大概のことは解決できております。近年は、問題が複合的になり、それこそ福祉の相談のみならず、いわゆる駆け込み寺的対応を余儀なくされる相談内容であったとしても、的確にその相談先を指示していただけます。ありがたさと申し訳ない気持ちでいっぱいです。今後ともよろしくお願い致します。

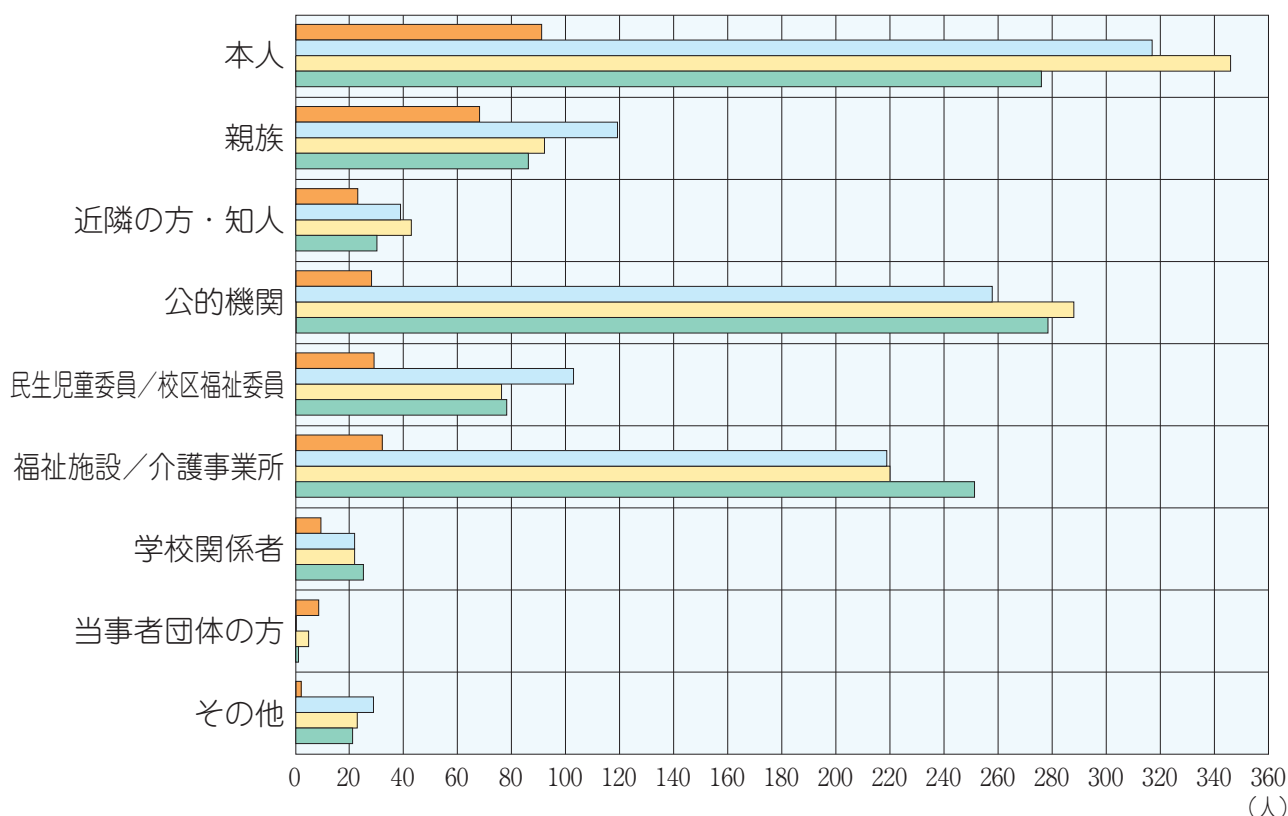
地域包括支援センターとして65歳以上の高齢者虐待に関わっております。お互い気にかけているにもかかわらず、長年のすれ違いや誤解、大きな期待などが原因で虐待に至るケースが見受けられます。そんな時、CSWさんは「行きますよ。」と子世代へのアプローチをしてくださいました。寄り添って頂く中で、子世代も自分なりに何とかしようとしていることがよく分かりました。物事を多方面からとらえ、チームとして支援していくにあたり、制度の枠を乗り越えられるCSWさんはなくてはならない存在です。これからもよろしくお願い致します(^^)／

コロナ禍による生活困窮者の急増で貸付金や給付事業で、何とか当面の苦境をしのんできた相談者が生活の再生が厳しく、いきいきネットさんへの相談が増加していると聞きます。また複雑な家族関係が絡み合った複合多問題を抱えた家族の相談など社会の現実を映し出した相談ケースも増えているように思います。いきいきネットのCSWさんたちの、本人に寄り添いじっくりと問題解決に取り組まれておられる姿勢が、多くの支援者や我々関係機関との信頼を寄せていると思います。これからも東大阪市における相談窓口の中心的存在として、多くの関係機関や地域の人たちと連携し相談者に寄り添い支援されることを期待しています。

4. 相談件数と主な内容について

1) 相談者による分類

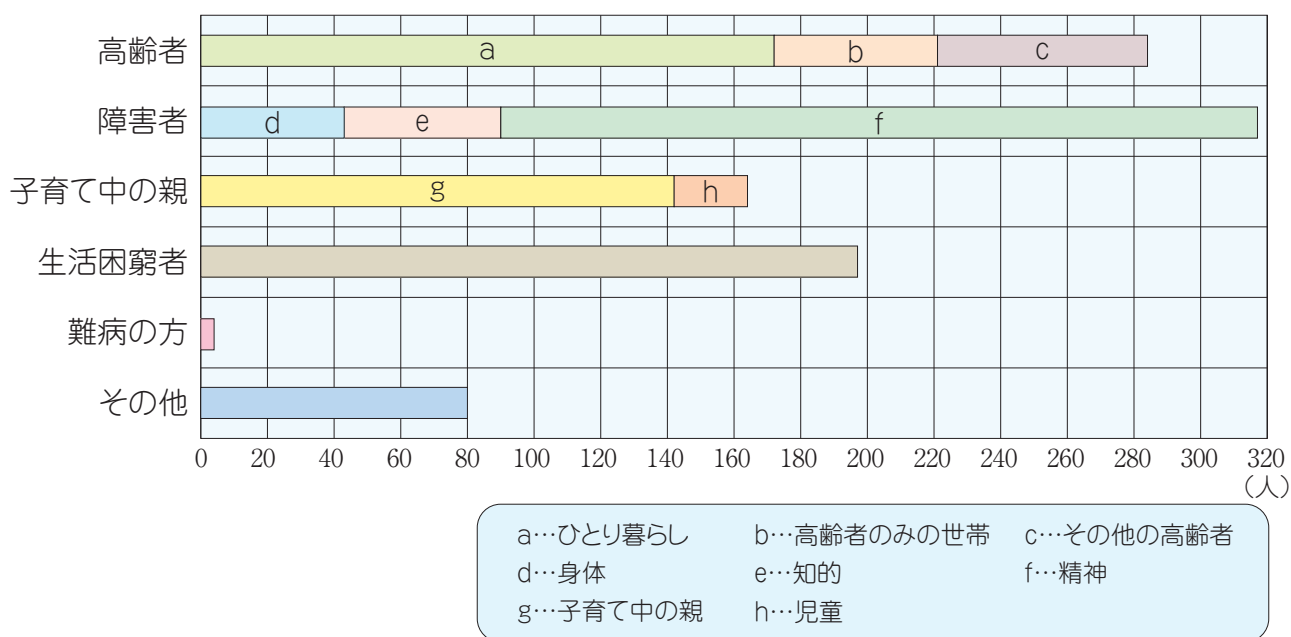
		平成18年度 (CSW配置初年度)		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
相談者		人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
1	本人	91	31.4%	317	28.7%	346	31.0%	276	26.4%
2	親族	68	23.4%	119	10.8%	92	8.3%	86	8.2%
3	近隣の方・知人	23	7.9%	39	3.5%	43	3.9%	30	2.9%
4	公的機関	28	9.7%	258	23.3%	288	25.8%	278	26.6%
5	民生児童委員／校区福祉委員	29	10.0%	103	9.3%	76	6.8%	78	7.5%
6	福祉施設／介護事業所	32	11.0%	219	19.8%	220	19.7%	251	24.0%
7	学校関係者	9	3.1%	22	2.0%	22	2.0%	25	2.4%
8	当事者団体の方	8	2.8%	0	0.0%	5	0.4%	1	0.1%
9	その他	2	0.7%	29	2.6%	23	2.1%	21	2.0%
合 計		290	100.0%	1,106	100.0%	1,115	100.0%	1,046	100.0%



相談件数の合計はほぼ横ばいであるが、本人からの相談が減少している。
福祉施設、介護事業所からの相談が増加しており、相談内容が一つの事業所では対応できない複合多問題化していることがわかる。

2) 援護を必要とする者（要援護者）による分類

		平成18年度 (CSW配置初年度)		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
要援護者		人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
1	ひとり暮らしの高齢者	71	24.5%	223	19.7%	215	19.3%	172	16.4%
2	高齢者のみからなる世帯	32	11.0%	51	4.5%	64	5.7%	49	4.7%
3	その他の高齢者	35	12.1%	92	8.1%	71	6.4%	63	6.0%
4	身体障害者	24	8.3%	49	4.3%	31	2.8%	43	4.1%
5	知的障害者	62	21.4%	54	4.8%	67	6.0%	47	4.5%
6	精神障害者	9	3.1%	238	21.0%	257	23.0%	227	21.7%
7	子育て中の親（一人親）	26	9.0%	136	12.0%	122	10.9%	142	13.6%
8	児童・学生	6	2.1%	18	1.6%	23	2.1%	22	2.1%
9	生活困窮者			209	18.5%	193	17.3%	197	18.8%
10	難病の方	9	3.1%	8	0.7%	10	0.9%	4	0.4%
11	その他	16	5.5%	53	4.7%	62	5.6%	80	7.6%
合 計		290	100.0%	1,131	100.0%	1,115	100.0%	1,046	100.0%

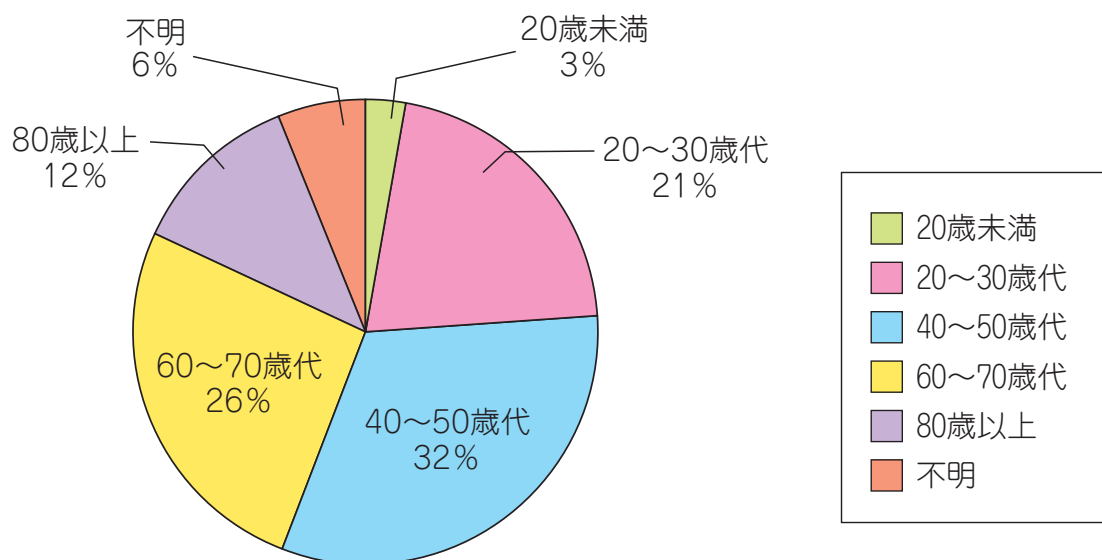


全体的に相談件数が減少気味であるが、長引くコロナ禍の影響で社会的に孤立していることが予想される。

今後も多職種との連携は不可欠であり、連携強化に努めて、孤立した人々に寄り添う伴走型支援を引き続き行っていく。

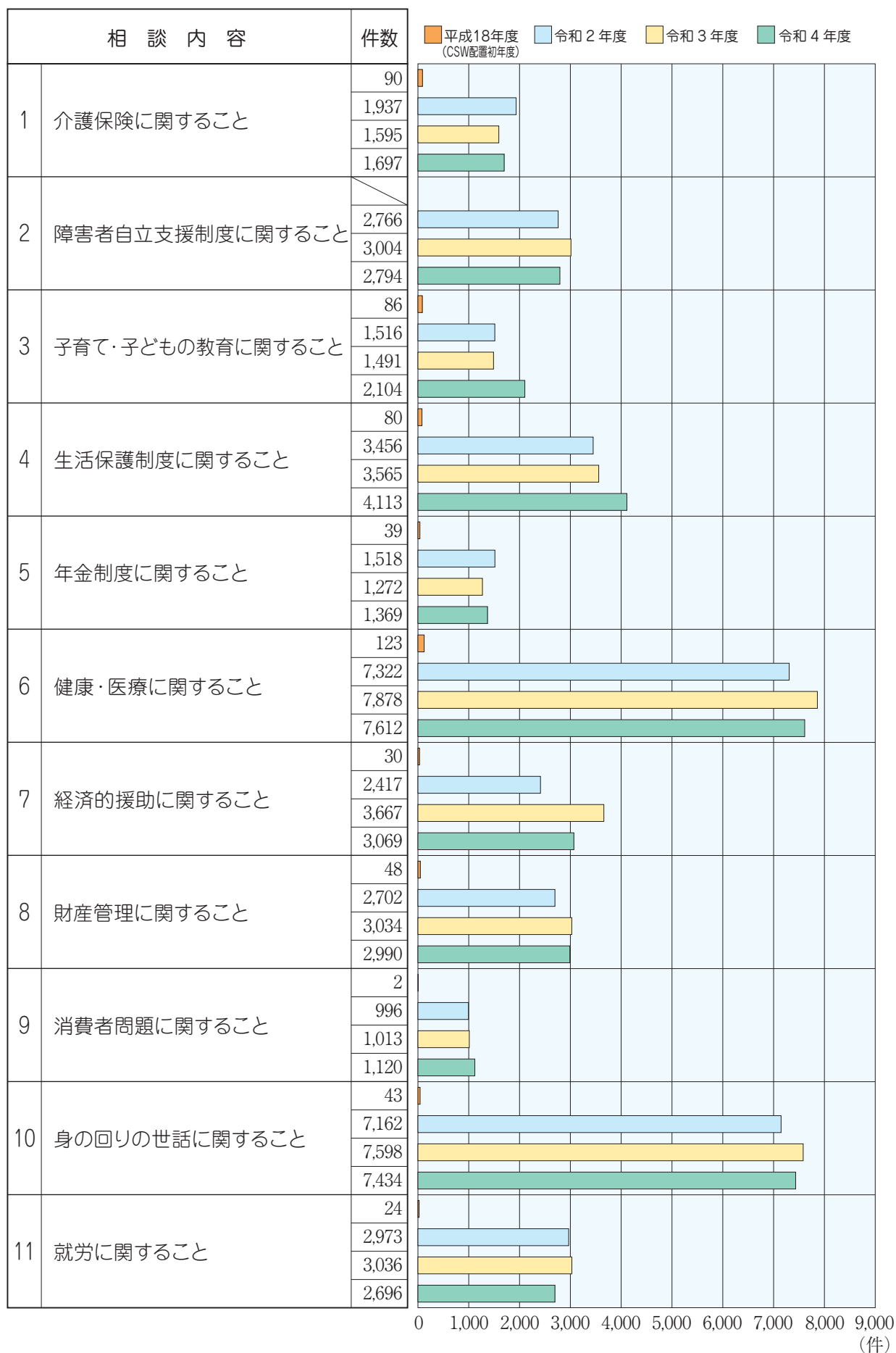
3) 援護を必要とする者（要援護者）の年齢区分

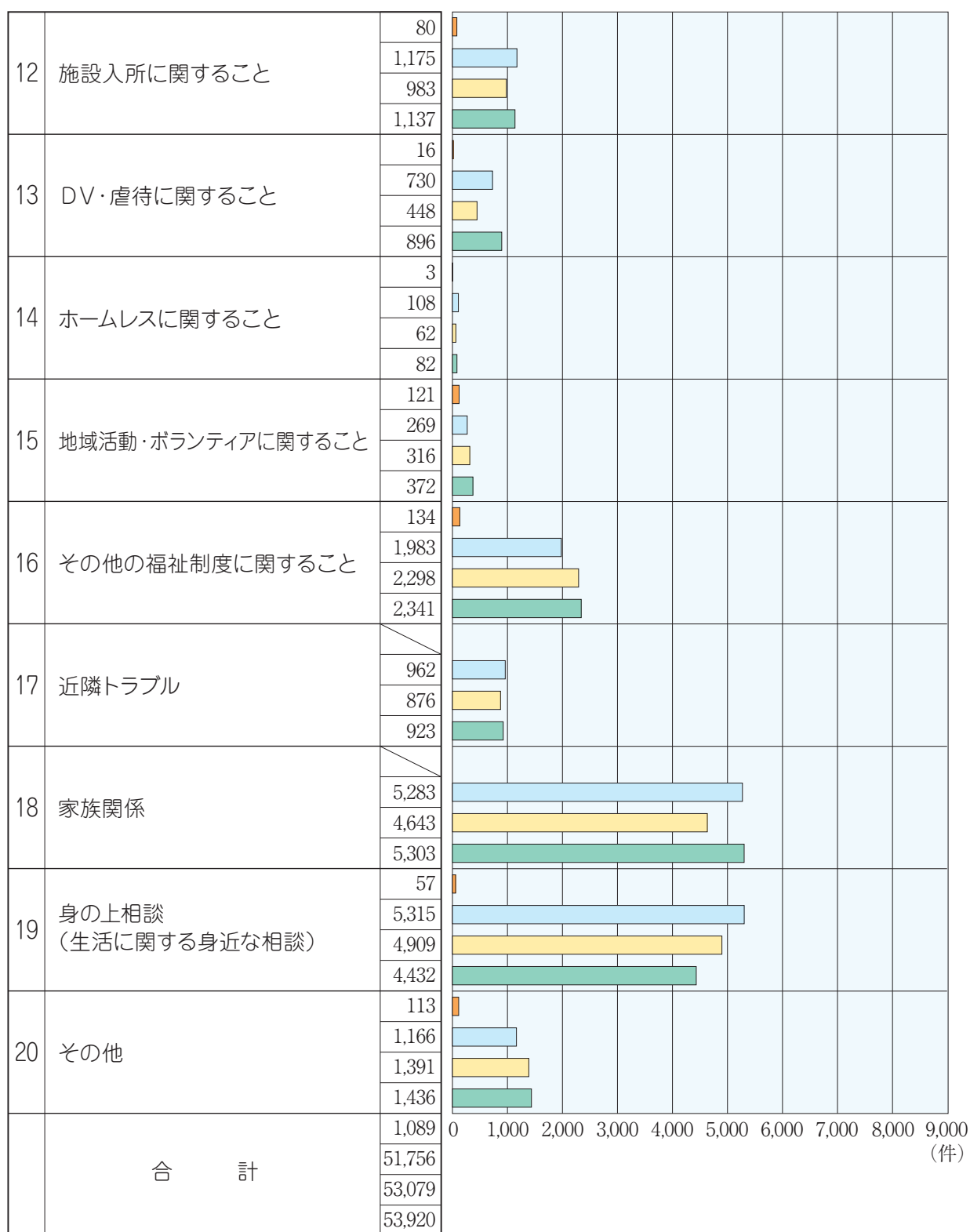
		平成18年度 (CSW配置初年度)		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
年齢区分		人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
1	20歳未満	19	6.6%	38	3.4%	35	3.1%	35	3.3%
2	20～30歳代	79	27.2%	183	16.5%	222	19.9%	216	20.7%
3	40～50歳代	39	13.4%	397	35.9%	347	31.1%	339	32.4%
4	60～70歳代	105	36.2%	303	27.4%	324	29.1%	270	25.8%
5	80歳以上	43	14.8%	146	13.2%	128	11.5%	123	11.8%
6	不明	5	1.7%	39	3.5%	59	5.3%	63	6.0%
合 計		290	100.0%	1,106	100.0%	1,115	100.0%	1,046	100.0%



昨年に比べ60～70歳代の相談数が減少はしているが、40～50歳代に続き全体の約30%を占めている。コロナ禍以降、20～30歳代の相談件数が増加傾向であり、相談内容についても多岐にわたるため、課題をいち早く察知し、新たな救済制度や事業を把握し結びつけていく必要がある。

4) 相談内容による分類





昨年度に比べDV・虐待に関する相談が2倍に増えている。

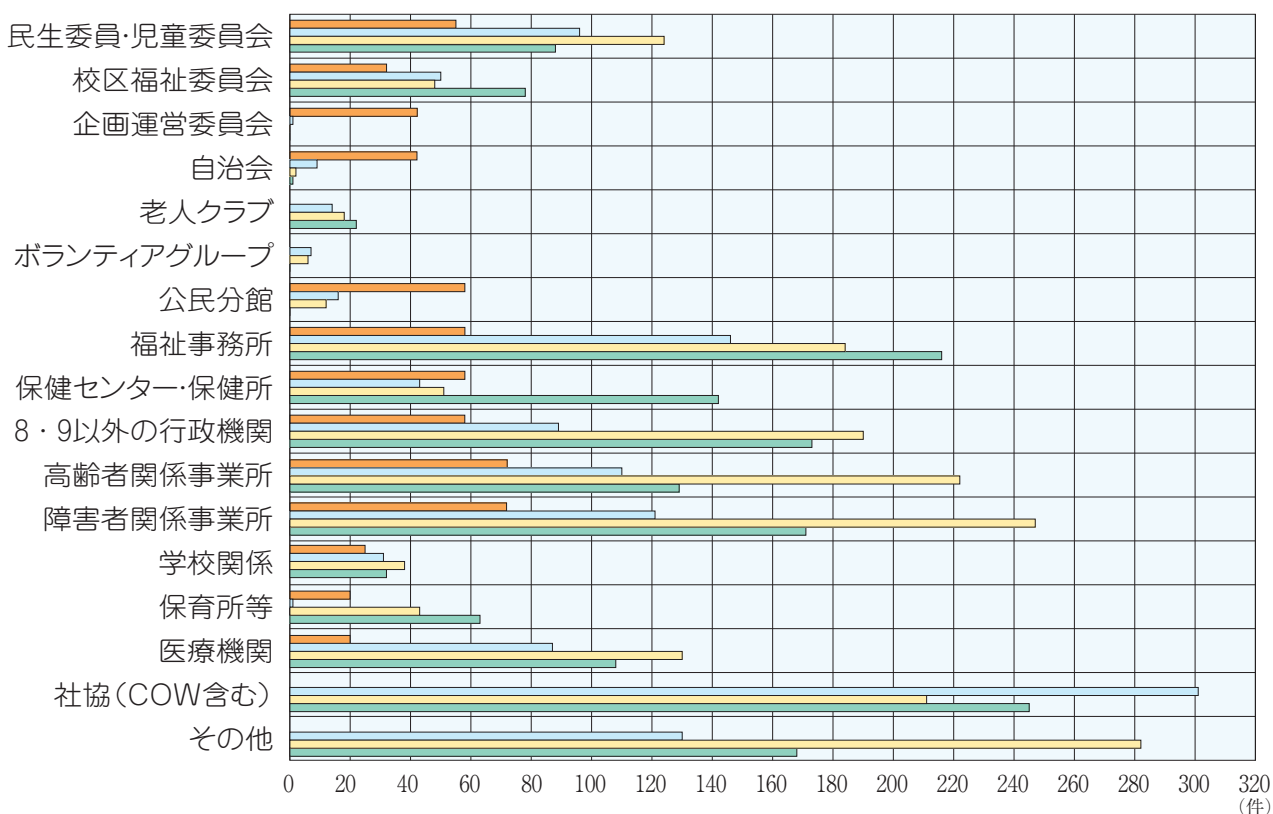
施設入所に関する相談も昨年度に比べ150件ほど増加している。

長引くコロナ禍の影響で社会的に孤立している家族が増えてきていることが予測され、従来の見守り活動や地域活動が実施できていないことが要因と考えられる。

今まで以上に多機関連携の強化が必要と思われる。

5-1) アウトリーチによる分類

		平成18年度 (CSW配置初年度)		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
アウトリーチ		件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%
1	民生委員・児童委員会	55	17.0%	96	7.7%	124	6.9%	88	5.4%
2	校区福祉委員会	32	9.9%	50	4.0%	48	2.7%	78	4.8%
3	企画運営委員会			1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%
4	自治会	42	13.0%	9	0.7%	2	0.1%	1	0.1%
5	老人クラブ			14	1.1%	18	1.0%	22	1.3%
6	ボランティアグループ			7	0.6%	6	0.3%	0	0.0%
7	公民分館	58	17.9%	16	1.3%	12	0.7%	0	0.0%
8	福祉事務所			146	11.7%	184	10.2%	216	13.2%
9	保健センター・保健所			43	3.4%	51	2.8%	142	8.7%
10	8・9以外の行政機関	72	22.2%	89	7.1%	190	10.5%	173	10.6%
11	高齢者関係事業所			110	8.8%	222	12.3%	129	7.9%
12	障害者関係事業所			121	9.7%	247	13.7%	171	10.5%
13	学校関係	25	7.7%	31	2.5%	38	2.1%	32	2.0%
14	保育所等	20	6.2%	1	0.1%	43	2.4%	63	3.9%
15	医療機関	20	6.2%	87	6.9%	130	7.2%	108	6.6%
16	社協(COW含む)			301	24.0%	211	11.7%	245	15.0%
17	その他	0	0.0%	130	10.4%	282	15.6%	168	10.3%
合 計		324	100.0%	1,252	100.0%	1,808	100.0%	1,636	100.0%



新型コロナウイルスの影響がまだまだ続いているが、徐々にではあるが地域活動も再開しつつある。CSWとして地域活動への啓発活動を行い、COWと連携をしながらネットワークづくりに取り組んでいく。

5-2) アウトリーチの目的

アウトリーチの目的		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	C S W啓発	806	319	515	350
2	会議の開催	257	204	266	235
3	研修会の開催	46	32	76	61
4	V Gの組織化支援	5	4	14	0
5	当事者組織化支援	0	6	108	251
6	サークル組織化支援	17	1	3	4
7	地域活動支援	744	127	112	151
8	他職種との連携強化	1,161	626	1,024	788
9	その他	4	17	62	14
合 計		3,040	1,336	2,180	1,854

※V G＝ボランティアグループ

アウトリーチにより研修会や地域活動の支援に積極的に取り組んでいることが伺える。

5-3) ネットワークづくり

ネットワークづくり		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	連絡調整	7,063	7,501	7,534	7,528
2	ケースカンファレンス	1,110	1,262	1,168	1,098
3	アウトリーチ	1,974	1,495	1,493	1,705
合 計		10,147	10,258	10,195	10,331

※ネットワークづくりとは要援護者への支援をスムーズに行うために他機関の専門職や地域住民などを交えたケース検討会議そして、連携を深めるための報告や連絡である。

5-4) 相談者の情報収集方法

相談者の情報収集方法		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	市のホームページ	3	7	12
2	社協のホームページ	7	2	0
3	市政だより	23	16	13
4	ふくしだより	6	5	1
5	紹介	361	294	238
6	その他	47	83	75
合 計		447	407	339

※相談者の情報収集方法については確認可能な場合のみの統計。

5. 令和4年度コミュニティソーシャルワーカー支援事例

- 1) 支援者・近隣住民が長年見守り続けて支援を行った事例
- 2) 日本語の理解が困難な外国籍の本人とヤングケアラーの母子世帯へ支援した事例
- 3) 総合的な課題のある家庭へ民生委員と協働で支援した事例
- 4) 生活困窮世帯を民生委員・病院が発見し専門機関と連携した事例
- 5) 母親が亡くなり単身世帯となった子への今後に向けて支援した事例



中地域福祉ネットワーク推進会議



東地域福祉ネットワーク推進会議



西地域福祉ネットワーク推進会議

* 地域福祉ネットワーク推進会議は、高齢・障害・児童などの分野を超えた専門機関の顔の見える関係を目的として、社協地域担当職員（COW）を中心にCSWや地域包括・障害委託相談等のプロジェクトメンバーと協働で開催している。昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、状況を見ながら会場とオンラインを用いて開催した。オンライン上でもグループワークやアンケートを実施するなど、参加者の声を聞き取るように工夫した。

1) 支援者・近隣住民が長年見守り続けて支援を行った事例

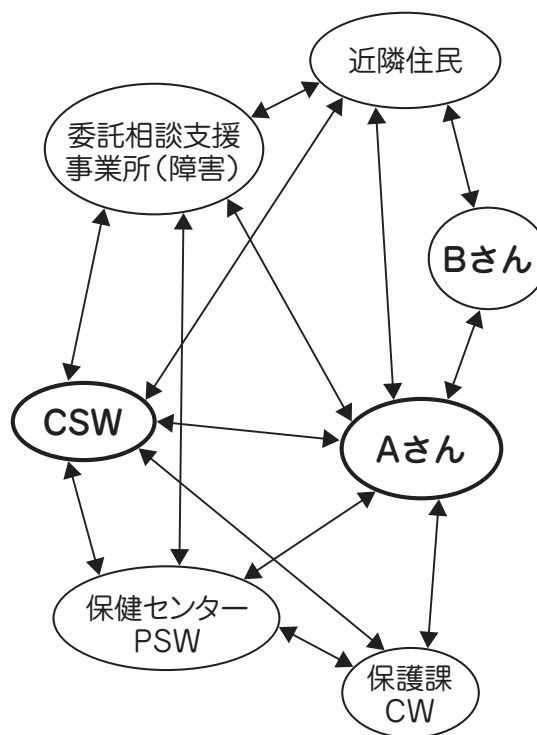
【相談概要】

9年前に自治会長から相談があり、世帯への支援を開始。

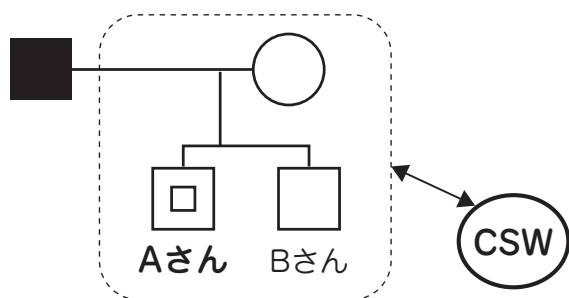
本人は支援拒否があり、見守りを続けていた。

状況に動きがあり、委託相談支援事業所からCSWに相談が入る。

【支援後のエコマップ】



【9年前の支援開始時】



【事例概要】

- ・ **Aさん**は60代男性。
大学受験に失敗し、その後は、ひきこもり状態になる。20代前半には配達業のバイト経験あり。人と関わるのが苦手。40代前半に広汎性発達障害で精神障害手帳を取得したが、その後、通院も途切れ手帳の更新もしていない。
- ・ Bさん（40代）は、**Aさん**の弟で、知的障害があり、現在は市内のグループホームに入所中。
- ・ 9年前の支援開始時は、**Aさん**・Bさん・母親の3人世帯だったが、母親が亡くなり、Bさんも市内のグループホームに入所し、単身世帯となる。
- ・ 亡き母の遺産で生活していたが、残高がなくなり、通電ストップ等で困窮状態となる。
- ・ 地代滞納により、土地明け渡しの件で提訴されている。

【CSWの対応】

- 月×日 前任担当**CSW**から約9年に渡り、見守りを継続している本ケースを引き継いだ。9年前の事例当初、自治会長より近隣トラブルで相談が入る。母親死去後、委託相談支援事業所を中心に支援を続けるも、約1年経過した頃から**Aさん**が支援拒否。その間にBさんは支援を希望され、グループホームに入所。**Aさん**が単身世帯となった後も、見守りで訪問するも「刺激してほしくない」と話される。今年に入ってから、亡き母親の遺産残高がなくなり、生活費の受け渡しが終了。その数か月後、早朝の騒音トラブルが続き、近隣住民が警察に通報。委託相談支援事業所から**CSW**に連絡が入る。
- ×+3日 保健センターPSWと**CSW**で**Aさん**宅訪問。状況を伺うと、「ここ数日食事をとっておらず、お金もない」とのこと。食材支援を提案するも断られる。関係機関で情報共有。**Aさん**の通帳に預金があることが判明。
- ×+7日 保健センターPSWと**CSW**で再度**Aさん**宅訪問。**Aさん**が通帳の預金で転居を希望され、家探しを手伝うことになる。通帳等は**Aさん**にお渡しする。その後、約2か月にわたって訪問しても**Aさん**に会えない状況が続く。近隣住民から、**Aさん**が早朝から外出している姿をよく見かけるとの情報提供あり。
- ×+67日 保健センターPSW、委託相談支援事業所、**CSW**で**Aさん**宅訪問。電気料金未納で、通電ストップしており、安否確認を行う。支援者の声かけに対し、**Aさん**から「Bさんに会いたい」との訴えあり。後日、委託相談支援事業所からBさんに**Aさん**との面会を打診し、了解が得られる。
- ×+75日 Bさんとともに**Aさん**宅訪問するも不在。Bさんから**Aさん**を心配する思いや、迷惑をかけている近隣住民に謝罪を口にされる。
- ×+84日 ショッピングモールより、**Aさん**が体調不良と連絡が入る。保健センターPSWの対応で、**Aさん**と面談・食材支援・生活保護申請を行う。
- ×+139日 保健センターPSW、**CSW**で**Aさん**宅訪問。生活保護が決定したが、自宅の地代滞納で**Aさん**宛に、出頭命令の通知が届く。**Aさん**より転居希望があり、再度家探しを手伝うことになる。また、携帯電話契約についても希望があり、ショップに確認すると、本人確認書類の用意が必要と分かったため、マイナンバーカードの取得についても手続きを支援することになる。
- 今後、転居も含めて関係機関と連携して支援をすすめていくことになる。

【考察】

支援者が近隣住民と連携して、長期間にわたり見守りを続け、状況の変化を見逃さずに支援につなげたケースです。訪問しても会えなくなり関わりが途切れがちですが、それでも徐々に**Aさん**からやりたいことや思いを話され、変化も出てきているように思います。

様々な課題について関係機関と連携しつつ、**Aさん**の安定した生活が送れるよう引き続き支援していきたいと考えています。

【スーパーバイザーからのコメント】

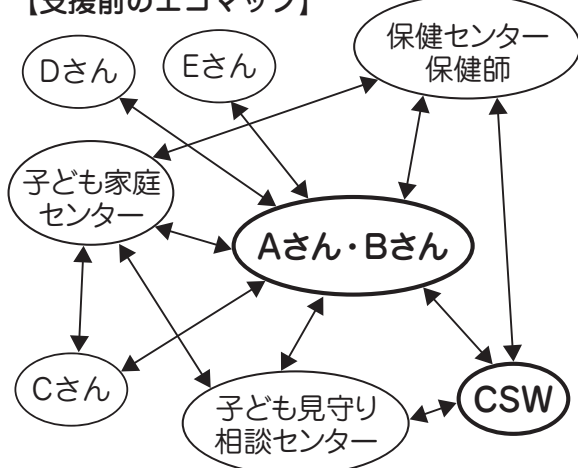
本事例は、9年前に支援を開始し引き継いだCSWが、当初は支援を受けることに積極的になく支援が進まなかった**Aさん**に辛抱強く伴走的に寄り添い、徐々に信頼関係を形成していったことで、多機関連携・協働につながることができた事例です。

2) 日本語の理解が困難な外国籍の本人とヤングケアラーの母子世帯へ支援した事例

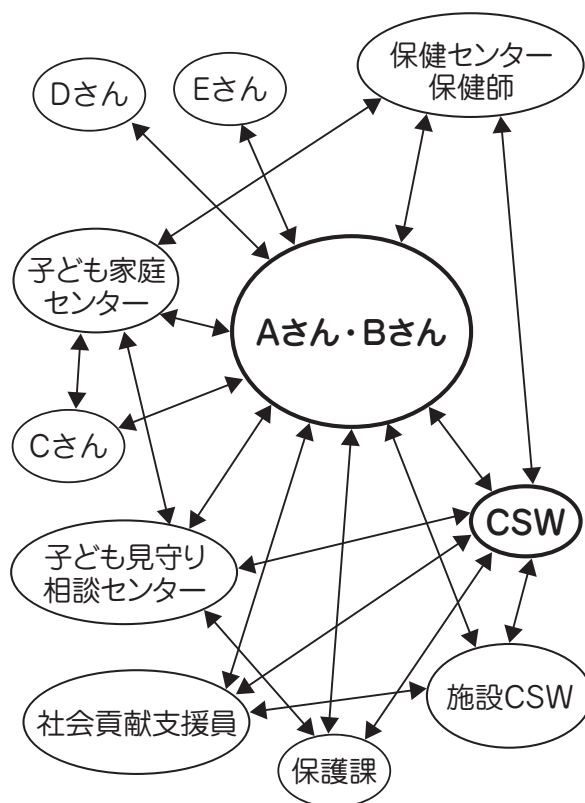
【相談概要】

保健センター、保健師より「本人・長女とも特定妊婦であり生活困窮している。長女が保健センターに来所するので、話を聞いてほしい」とCSWへ連絡が入る。

【支援前のエコマップ】



【支援後のエコマップ】



【事例概要】

- ・ **Aさん**（本人 40代・外国籍・簡単な日本語のみ理解できる）
- ・ **Bさん**（長女 10代・日本国籍取得・日本語は問題なく話することができる・高校に在学していたが、出産後に退学）
- ・ Cさん（次女 1歳・**Aさん**の子ども・重度の障がいがあり、施設入所中）
- ・ Dさん（**Aさん**のパートナー・外国籍）
- ・ Eさん（**Bさん**のパートナー 10代）

【CSWの対応】

- 月×日 保健センター・保健師より**CSW**に相談の電話が入る。生活に困窮している母子世帯(**Bさん**が妊娠中)があり、「**Bさん**が保健センターへ来所するので、一緒に話を聞いてほしい」と連絡が入る。**CSW**は保健センターへ訪問し、**Bさん**と面談。**Aさん**が出産時に退職したため、現在は**Aさん・Bさん**のパートナーからの仕送りで生活しているが十分な生活費ではないことが分かる。また滞納等について詳しく分からないとのことで**Aさん**を含めて後日面談となる。
- ×+9日 **CSW**は保健センターへ訪問。保健師・通訳同席で**Aさん・Bさん**より話を伺い、生活状況の確認を行う。経済状況や滞納・住環境・就労など様々な問題があることが分かる。滞納状況について確認すると、**Aさん**と**Bさん**の言うことに相違があり、後日自宅訪問し請求書等の確認を行うこととなる。
- ×+14日 **CSW**は自宅訪問し請求書等の確認を行う。就労の状況を踏まえ今後の支払い方法について確認する。また、食材が約3日分しかないとのことで社会貢献支援員へ連絡し、食材支援の相談をする。
- ×+16日 自宅を訪問し、食材支援を行う。
- ×+28日 社会貢献支援員と**CSW**は自宅を訪問。**Aさん・Bさん**より、これからの生活や就労について確認を行い、生活保護の申請を提案するが実家への仕送りができなくなるという理由で拒否される。社会貢献支援員と情報共有し生活状況を見守りながら支援を行っていくこととなる。
- ×+29日 **CSW**は**Aさん**とハローワークへ同行し、雇用保険の申請を行う。
- ×+49日 関係機関で個別会議を行い情報共有・役割分担の確認をする。また今後については**Aさん**の就職が決まらないこと、**Bさん**の出産予定日が近いこともあり、家が狭く転居する必要があることを踏まえ生活保護申請を再度提案することとなる。
- ×+55日 **CSW**は子ども見守り相談支援センター職員・通訳と自宅訪問し**Aさん・Bさん**と面談。現在の生活状況や就労について確認を行い、生活保護について再度説明すると**Aさん**より申請を希望される。
- ×+63日 **CSW**は**Aさん・Bさん・子ども見守り相談センター職員**と福祉事務所へ同行。生活保護の申請及び転居について相談を行う。
- ×+99日 **CSW・社会貢献支援員・施設CSW**と自宅訪問し、滞納金・転居に伴う金銭面に関して状況を見ながら金銭面の支援を行っていくこととなる。
- ×+103日 **CSW**は社会貢献支援員と**Aさん**に同行し、転居に伴う手続き等のお手伝いを行う。
- ×+127日 **CSW**立ち合いにて同市内へ転居する。

【考察】

本ケースを通じて、言語・国民性に違いがあり、コミュニケーションが上手く取れず支援の難しさを痛感しました。**Aさん**は日本語が理解できないことで「恥ずかしい」という思いが強く、つい話を合わせてしまい、分からないことは放置するということが多々見受けられ生活が安定しない理由の一つと考えられます。今後、同じようなことが起こらないように**CSW**が気軽に相談できる場所と認識してもらえよう関わりを続け、**Aさん・Bさん**が共に自立した生活が送れるよう支援をしていきたいと思います。

【スーパーバイザーからのコメント】

本事例は、Aさんご本人からの相談により支援が展開した「母娘間の人間関係のトラブル」の事例であり、母娘ともに引きこもり傾向にある「ひきこもり支援」の複合問題事例です。強制退去が迫っている支援困難事例ではありますが、Aさん自身からの相談であった点と、支援の早い段階からCSWとの信頼関係が形成されたおり、CSWをキーパーソンとして多機関の協働が開始されたことで支援が順調に展開した要因と考えられます。加えて後半は、支援の専門職だけでなく、近隣の方とも会釈ができる関係が形成されたことは今後の母娘の地域生活を送るうえで大きな力(地域社会関係)になると考えられます。

3) 総合的な課題のある家庭へ民生委員と協働で支援した事例

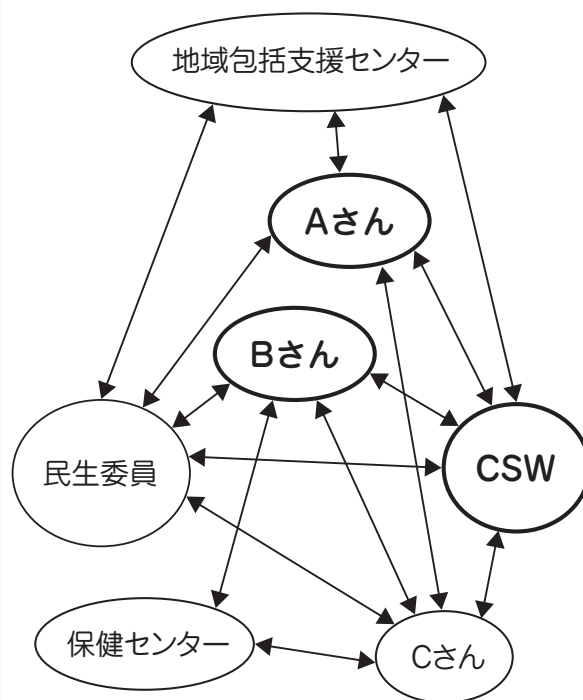
【相談概要】

数年前、民生委員から「台風被害により屋根が崩壊した家庭がある。雨漏りしているが、修理費用が用意できず困っている。」と相談がはいる。

CSWは生活保護の申請をするが、収入が多く非該当となる。偶然、近隣の工事で出た瓦を民生委員が交渉していただき、格安で屋根の修繕を行うことができた。

その後、**CSW**が見守り支援を継続していたが、民生委員より、**CSW**に「様子がおかしい家庭があるので、一緒に訪問してほしい。」と再度、相談がはいる、**CSW**は〇月×日から支援を再開した。

【支援後のエコマップ】



【事例概要】

- ・ **Aさん**（母親）70才代、夫は数年前に他界
- ・ **Bさん**（次男）40才代、20年程前から社会的なひきこもり状態となっている。
- ・ **Cさん**（次女）30才代は結婚後近隣に住んでいる。時々、実家に帰省している。
- ・ 長女、長男は数年連絡を取っていない。

【CSWの対応】

- 月×日 民生委員より、「服に血痕が付いたままでうずくまっている**Aさん**を最近よく見かける。」と**CSW**に連絡がはいる。訪問するがその後一週間不在が続く。
- ×+7日 民生委員が偶然帰省していたCさんを発見し、明日**CSW**と地域担当職員が公民館で開催している相談会への来館の約束をする。
- ×+8日 相談会に民生委員とCさんが来館。「**Aさん**の状態がどんどん悪化しているが、通院を拒否する。」とのことであった。**CSW**は、地域包括支援センターへ連絡し同行訪問を依頼する。
- ×+11日 Cさん立会いのもと地域包括支援センターと自宅へ訪問する。かなり痩せて衰弱した**Aさん**を発見。すぐに救急搬送を行った。**Aさん**にはガンが見つかり、全身に転移も確認され入院が決まる。隣の部屋から同じように力なく横たわる**Bさん**を発見。状況を説明し会話ができた為、後日訪問することを伝える。
- ×+15日 **CSW**は**Bさん**に会う為に訪問する。**Bさん**は病識がなく通院を拒否。保健センターのPSWへ連絡し、嘱託医のドクターが訪問して下さることが決まる。民生委員とCさんが、生活保護申請を行うが**Aさん**の年金額が多く対象外となる。
- ×+18日 嘱託医が訪問。丁寧に話を聞いて下さり、**Bさん**も心を開いているようにみえた。嘱託医からは「発達障害が疑われる。**Bさん**が望むのであれば環境調整の入院や再度説得も可能。」とのこと。
- ×+21日 複合多問題であるため、関係機関が集まりケース会議を開催。**CSW**は**Bさん**の入院に向けて、紛失している健康保険証の再発行を行う。
- ×+50日 **CSW**は食材支援の為、訪問。部屋に冷房器具がなく連日の35度以上の猛暑で、熱中症になって倒れている**Bさん**を発見。民生委員とともに救急搬送を行う。しかし、熱中症が改善すると**Bさん**は帰宅。このまま家にいると危険と判断し、保健センターへ連絡。嘱託医へ入院ができるようお願いして頂く。数時間後入院可能となり、**Bさん**も納得され入院となる。
- ×+120日 **Aさん**が死去される。民生委員が親戚に連絡を取り、疎遠であった兄弟が集合しお葬式をあげることができる。
- ×+127日 **Bさん**の生活保護申請を行うため、**CSW**とCさんは福祉事務所へ行く。しかし、**Aさん**の未支給年金の申請や**Bさん**の医療費が今後もかかることが予想される為、国保44条の申請を提案されCさんと共に手分けして申請を行っている。

【考察】

地域の方や民生委員の優しい見守りと観察力がなければ、発見することが困難だった事例です。夏の暑い時期だったので、**Bさん**の体調を地域の方や民生委員で心配しながらの支援でした。最終的に緊急搬送をしましたが、定期的な訪問により命を救うことができました。**Bさん**は入院中ですが体調も良好であり、関係機関と連携できる体制作りができました。まだ、課題はあるが引き続き民生委員と、地域の見守り支援を行い**Bさん**の社会復帰を支援していきたいです。

【スーパーバイザーからのコメント】

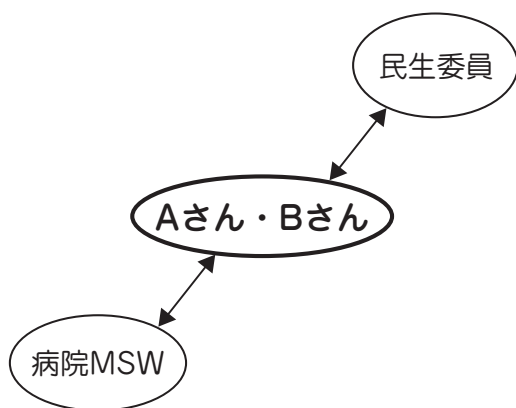
本事例は、民生委員からの相談に対して迅速に対応した、70・40世帯で老親の母親と息子さんの両者に対して包括的な支援（ファミリーサポート）が必要な事例です。老親の死後、医療的支援や生活困窮に陥り、経済的支援を必要としている、孤立しがちなBさんに寄り添い、信頼関係を構築しながら自立支援を行っている継続的包括支援の好例です。

4) 生活困窮世帯を民生委員・病院が発見し専門機関と連携し支援した事例

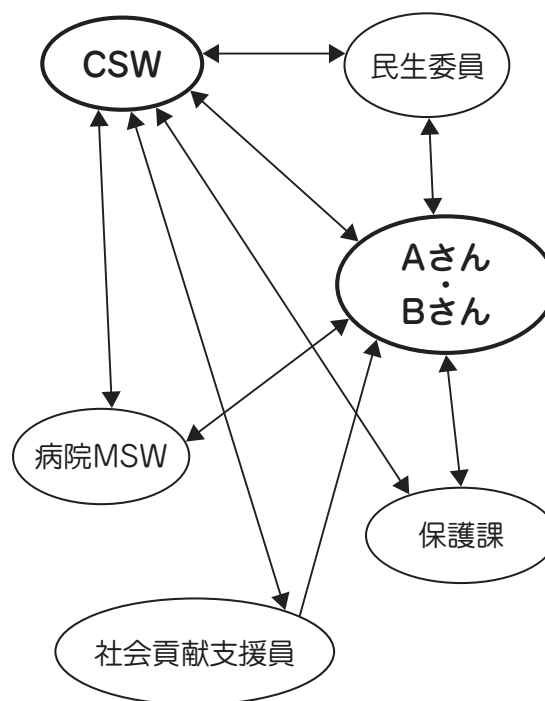
【相談概要】

民生委員、病院のMSWより、同時期に連絡がある。「父親が末期のガン、息子も重度の持病を持っていて生活困窮な為、医療費も含め生活するのも困っている。2人とも仕事も出来ない状態でこの先どうしたらいいのかわからない様だ。生活が整う様に支援してあげてほしい」とCSWに連絡が入る。

【支援前のエコマップ】



【支援後のエコマップ】



【事例概要】

- ・ **AさんBさん**の2人世帯。
- ・ **Aさん**（父親）70代。自営業で生計を立て、腕のいい職人さんであったが病気が発覚し入院してからは仕事が出来なくなり、たちまち生活困窮に陥る。
- ・ **Bさん**（息子）50代。**Aさん**の手伝いをして仕事をしていたが、**Aさん**が入院してからは仕事がなく、入院中の**Aさん**の世話をしていた。**Bさん**も重度の持病を患っている。
- ・ わずかな貯金を切り崩して生活していたが、**Aさん**の入院費や生活費で貯金も底をついてしまう。
- ・ 貯金がなくなってからは**Bさん**は食事も取らず・・・であった。
- ・ **Bさん**は重度の持病を患っているにもかかわらず生活困窮の為、自分の病院に行けずにいた。
- ・ 生活はどんどん困窮していくが、**Bさん**はどうしたらいいのかわからない状態であった。

【CSWの対応】

- 月×日 病院のMSWより**CSW**へ相談が入る。「病院にかなり容態の悪い患者さんがいて**Bさん**が毎日面会にきている。**Bさん**も持病がある様だが自分の病院には行けていない様だ。**Aさん**の入院費も支払いができておらず生活困窮の様だ。」とのこと。
- ×+2日 地域の民生委員より、病院MSWと同様の相談が入る。
- ×+3日 **CSW**は社会貢献支援員と自宅を訪問。これまでの経緯と現在の状況を伺う。社会貢献支援員より食材支援を行い、**AさんBさん**2人世帯で生活保護を申請する方向で話をする。
- ×+7日 **CSW**は**Bさん**と必要な書類を1つ1つ確認し生活保護申請に同行する。
- ×+8日 **CSW**は**Bさん**の病院のMSWに連絡。**Bさん**の持病の状況を伺うと、入院しないといけない程、病状が悪いとの事。生活保護を申請中である事を伝えすぐに通院の予約をする。
- ×+10日 **Aさん**の病院のMSWより連絡が入る。**Aさん**は入院期間が長く生活保護が決定するまでの入院費が高額とのこと。一括で返済するのは難しいので分割で支払い出来ないか相談する。
- ×+25日 生活保護が決定したと**Bさん**より連絡が入る。**CSW**は初回の説明に同行する。
- ×+26日 **Aさん**、**Bさん**2人で住む家の家賃が生活保護で定められた金額より高いと保護課CWより指導が入る。**CSW**は家賃を下げてもらえないか管理会社に交渉するも「下げれない」という返事であった。**Bさん**は、「何とか生活を切り詰めてやってみます。」と話をされる。
- ×+58日 「**Aさん**が病院で亡くなった…」と**Bさん**より連絡が入る。
- ×+60日 **CSW**は**Bさん**の自宅を訪問。これからの事を話しする。**Aさん**が亡くなったことで**Bさん**はかなり落ち込んでおられた。気持ちに寄り添いながら、**Bさん**がこれからどうしていきたいのか話を伺う。
- ×+65日 **Bさん**より連絡が入る。**Aさん**の手続きがたくさんあるのだが、何から進めて良いのか分からないとの事。**CSW**は自宅を訪問し**Bさん**と共に手続きのお手伝いをする。
- ×+85日 **Aさん**が亡くなり**Bさん**1人世帯になったので**Bさん**に同行し1人暮らし物件の見学へ行く。
- ×+95日 **Bさん**の1人暮らし物件が決まり引っ越しのお手伝いを行う。
- ×+96日 **CSW**は民生委員、病院MSWに**Bさん**の近況を報告する。

【考察】

Aさんの事が大好きで尊敬していた**Bさん**。しかし、**Aさん**が大病を患った事で、仕事が無くなり生活はたちまち困窮。どうしたらいいのか分からず困っていたのを、民生委員や病院MSWが**CSW**へ相談してくれた事がきっかけで支援を進める事が出来た。**Aさん**が亡くなった時の**Bさん**の落ち込みは大きかったが寄り添う気持ちを心掛け支援を行った。このケースのように何かがきっかけで生活が急に困窮に陥ってしまうケースは今の社会情勢ではたくさんあると思う。また、自分からはなかなか相談出来ない方もいるので、本人のSOSに気付く地域の力や観察力はとても大切だと感じたケースであった。

【スーパーバイザーからのコメント】

本事例は、医療機関や民生委員からの相談に対して迅速に対応し、生活困窮に陥り支援を必要としている老親と難病がある子どもの二世帯（7050世帯）に対して、老親の死後、孤立しがちな息子に寄り添い信頼関係を構築しながら自立支援を行っているエンパワーメント型支援の事例です。また、医療機関のMSWと民生委員から同時に相談のあったことから、**CSW**が日頃から多機関の専門職や民生委員等の地域住民の両方から信頼関係があったことがうかがえます。

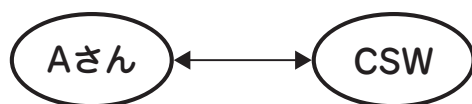
5) 母親が亡くなり単身世帯となった子への今後に向けて支援した事例

【相談概要】

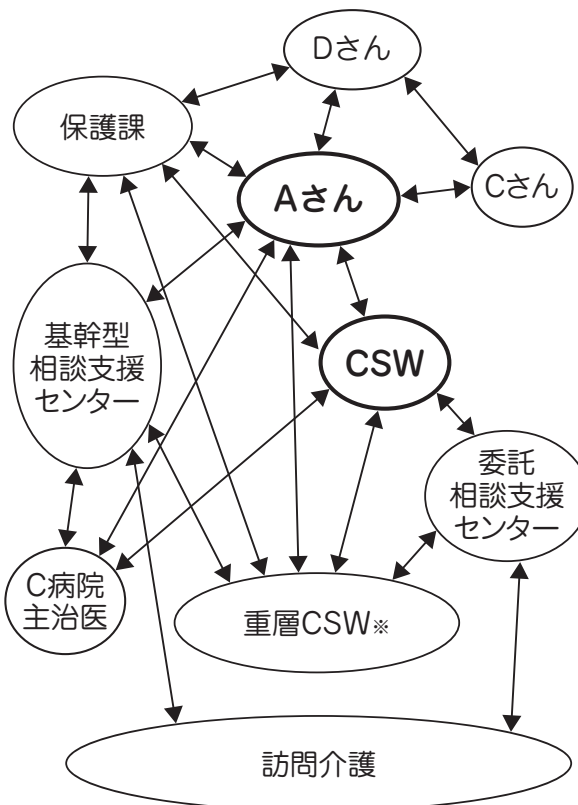
本人が18歳になるために、子ども見守りセンターの対象でなくなってしまうため、その後の関りをCSWにお願いしたいと相談が入る。

支援の中、母親が亡くなってしまう。

【支援前のエコマップ】



【支援後のエコマップ】



※重層CSWとは、重層的支援体制整備事業の担当職員のこと

【事例概要】

- ・ **Aさん**（本人 10代 女性）、Bさん（母親）が令和4年11月他界したことで、1人暮らしとなる。
- ・ 通信制の高校へ通っている。
- ・ 精神疾患であるが手帳等の取得はしていない。
- ・ 障害福祉サービスでヘルパー利用（4回/週）
- ・ 親族との交流はある。
- ・ キーパーソンはDさん（叔父）
- ・ Cさん（弟 高校生） 祖母と他市にて生活。

【CSWの対応】

- 月×日 ひきこもり支援事業所から**Aさん**について相談の連絡が入る。
- ×+8日 **Aさん**の通院時に初顔合せ。
- ×+35日 **Aさん**の通院に**CSW**も同行。**Aさん**より通信制の高校へ通っていることや不安に思っていること、Bさんが入院しており退院後は自宅へ戻らないことなど話を伺う。
- ×+72日 **Aさん**と話をしていて理解力の乏しさ等を感じ**Aさん**了承にて**CSW**より基幹相談支援センターへ相談。
- ×+92日 基幹相談支援センター担当者と**CSW**で自宅訪問。**Aさん**が不安に思っている事や、これからについてどのように考えているのか等話を伺う。話の中で気分が落ち込むことがあるとのことで医療機関への受診について提案すると**Aさん**も受診を希望され**CSW**にて調整を行う。これからの**Aさん**との関わりについて、多機関での関わりが必要と感じ、また重層CSWへ相談し多機関協働事業への申込み行う。
- ×+100日 重層CSWより連絡を受け、支援会議へ出席。役割分担として**Aさん**がどのような生活を望んでいるのか等の確認を必要とし、**CSW**は**Aさん**の学校での様子や書類等の確認。保護課CWはBさんが入院していることから当面の生活費について確認を行うこととなる。
- ×+109日 Bさん入院中は、Dさんから**Aさん**へ生活費を渡すことになっていると重層CSWより連絡を受ける。
- ×+144日 **Aさん**が医療機関受診のため基幹相談支援センター、**CSW**と同行。その際、**Aさん**より金銭管理等が不安であるとの発言あり。**CSW**より重層CSWへ報告し、今後の支援策を検討となる。
- ×+171日 委託相談支援センターより**CSW**へBさんが亡くなったと連絡が入る。
- ×+220日 **CSW**は、Bさんが亡くなったことで単身世帯となった**Aさん**へ寄り添いながら見守りを継続。
- ×+256日 委託相談支援センターより、見守りと生活を安定させるために、ヘルパーの利用を開始する。
- ×+286日 重層CSWより連絡があり、支援会議に出席。**CSW**の役割として、支払い等の滞納について弁護士相談への調整を行うことと金銭管理について、日常生活自立支援事業の申込みを行う。

【考察】

本ケースは関係機関の関係が切れてしまうので支援をお願いしたいというところから始まったケースでした。まずは、**Aさん**との関係を構築することを心がけ、課題に対して関係機関に繋げていきました。突然、母親が亡くなるということもあり、**Aさん**が不安にならないように見守りを続け、**CSW**だけでは支援が困難と考え多機関協働事業へ相談し、連携しながら支援を継続しています。支援方法で悩んだりしたときは重層CSWへ相談することで、助言を頂くこともあり安心して支援していくことができるようになったケースです。

【スーパーバイザーからのコメント】

本事例は、Aさん本人が18歳となり子ども見守りセンターの対象でなくなったことを受けて、同センターから依頼があり支援を引きついだケース。制度の狭間で問題が悪化する可能性が高かった事例をCSWが引き継ぎ、切れ目のない支援を行った事例です。初回はAさんの不安に寄り添い、信頼関係の形成に努めることでAさんのニーズを的確に判断（アセスメント）しています。加えて、Aさん世帯の状況から複合的課題であると判断して、迅速に重層CSWに相談し多機関協働事業につなげ、多職種連携によるAさんの世帯に対する総合的支援（ファミリーサポート）を行っています。まさに“助け上手（信頼関係づくりと的確なアセスメント）”と“助けられ上手（抱え込まないハウレンソウ）”なCSW実践事例です。

6. 重層的支援体制整備事業について

令和4年度より創設された重層的支援体制整備事業は、高齢・障害・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応できないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものである。本事業では、多職種による連携や多機関の協働が事業の重要な基盤となるため、関係者間において、円滑な情報共有や協議が行えるよう、社会福祉協議会に新たに3名の専任職員(重層CSW)が配置されることとなり、東大阪市の専任職員と連携して関係機関と共に課題解決のため会議を開催した。



《各種会議の開催》

担当者会議

関係機関から提出された相談ケースの内容を精査し、多機関協働事業（重層的支援会議・支援会議）として対応を検討するため開催する。

支援会議

本人同意がないケースに関して会議の構成員に対する守秘義務を設け、関係機関がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするために開催する。

重層的支援会議

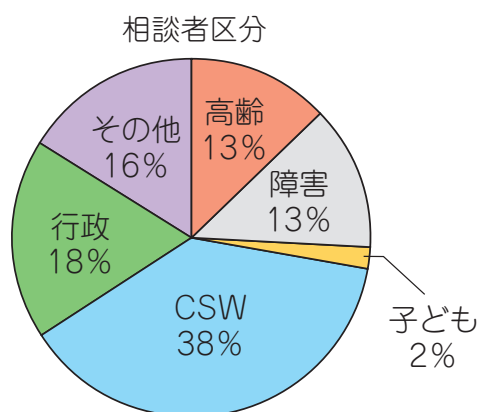
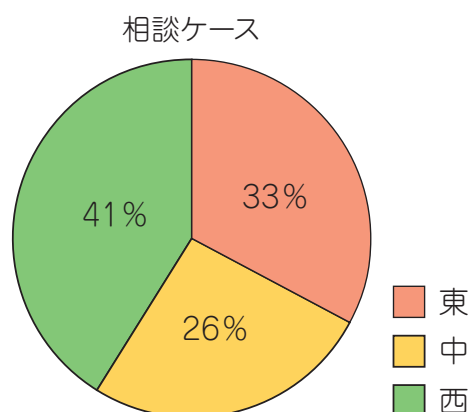
関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して当該ケースのプランを共有し、その適切性を協議するために開催する。

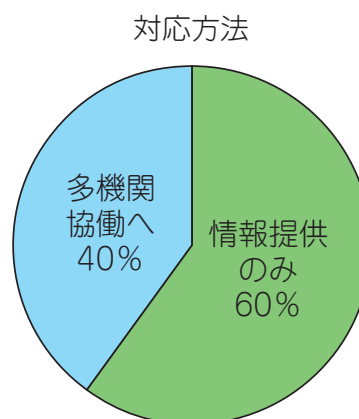
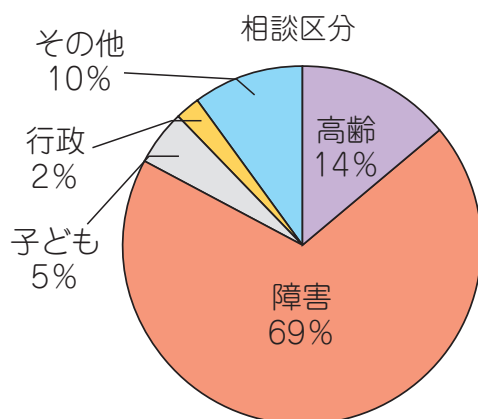


件 数	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談（延べ件数）	42	37	42	49	66	62	67	68	68	55	79	635
担当者会議	26	8	4	19	10	10	8	6	12	6	50	159
受付申込	7	1	4	5	1	2	2	2	2	1	1	28
支援会議	1	2	1	3	1	5	2	2	3	4	3	27

※5月より受付開始

～令和4年度 相談に関する統計の概況～





●多機関協働事業における連携強化を図るため各専門機関への啓発活動と連携

高齢分野、障害分野、子ども分野、教育分野、医療分野、行政機関等、民生委員、その他

●CSW・COW合同連絡会及び研究会におけるスーパーバイズの役割

CSW・COWが毎月合同で行っている連絡会および研究会では、CSWが対応している複合多問題ケース、世帯に関して多機関協働事業と思われるケースについては重層的支援体制整備事業として取り扱い支援会議を開催した。

●重層的支援体制整備事業に係る研修会へ参加

研 修 会	実施月 / 回数
令和4年度 包括的支援体制構築推進事業 第1回全体研修会	7月 / 1回
厚生労働省主催 VOD研修 「包括的支援体制の制度的理解」「包括的支援体制における個別支援の考え方」「包括的支援体制の構築」「地域づくり」	8月 / 4回
厚生労働省主催 分野別ライブ研修 「連携について考える」「重層的支援体制構築推進人材養成研修」「多機関協働事業者向け」「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備について「アウトリーチ等を通じた計測的支援事業者向け研修」「参加支援事業者向け研修」、他市町村とグループワーク	9月 / 2回 1月 / 2回 2月 / 2回
東大阪市西協議会 ハイブリッド研修「心身喪失等医療観察法について」	2月 / 1回

●研修会への職員派遣

開催日	研 修 会	開催場所	派遣内容
11/1	令和4年度大阪府知事認定CSWマイスター研修会	シティプラザ大阪2F「匂」	事例報告
12/15	西地域別会議	ランチ永和	事業説明 事例報告

7. 令和4年度 重層的支援体制整備事業支援事例

地域包括支援センターより相談

世帯構成：本人 80代 要介護3 認知症疑い 子 60代 要介護3
孫A 30代 無職 孫B 30代 精神手帳2級 サービス受給なし
世帯状況：生活保護受給 自宅は荷物で溢れているが、処分することは拒否
主 訴：劣悪な環境で生活する三世帯世帯への支援について

個別支援策検討会議を行ったが、本人や子の拒否により生活環境の整備ができない。
支援者のいない孫が2人もおり課題が多くあるため、障害分野の支援者も入った会議開催が望ましいと判断

支援会議開催

参加者：地域包括支援センター、ケアマネジャーとヘルパー事業所（本人・子）、基幹相談支援センター、委託相談支援センター、CSW、保健センター、福祉事務所（保護課、福祉係）

- 関係機関が持っている情報を共有。今後の支援方針を協議し、役割分担を明確にする。
 - ◇福祉事務所（福祉係）、保健センター、ケアマネジャーで自宅訪問し、精神疾患が疑われる本人及び子の見立てと子に成年後見制度の説明を行う。また孫A Bの様子を聞き取る。
 - ◇福祉事務所（保護課）が生活状況を確認するため、孫Aと面談を行う。
 - ◇ケアマネジャーが本人や子の主治医に病状及び成年後見制度の診断書について確認する。

支援会議後

- 福祉係、保健センター、ケアマネジャーが自宅訪問。困り感はなく、子は一方的に話をする。精神疾患が疑われるが、病識はない様子。ケアマネジャーを軸に継続して見守りを行う。
- 保護課が孫Aと面談した結果、金銭管理は孫Aがしていること、荷物の処分についても不安な気持ちはあるが、本人、子に処分の話をしても聞き入れて貰えないことが判明。孫Aを通して、世帯状況を確認することが可能となった。

考 察

- 荷物への執着がある本人、本人の意向を優先する子、荷物処分を諦めた孫は、長年にわたり劣悪な環境での生活に慣れてしまっている。収集癖があった本人は自宅内にある夫の遺品や物などは自分の財産と認識しているため、本人と子の思いを尊重しつつ、状況を確認しながら少しずつ改善できるように働きかけていく。
- キーパーソンとなり得る可能性がある孫Aと相談機関が繋がることで、孫Bの支援や今後、予想される課題（本人の施設入所など）にスムーズに対応できる。

8.令和4年度 いきいきネット相談支援センター(CSW配置施設)一覧

東大阪市が委託したCSWの活動拠点となる「いきいきネット相談支援センター」は、次のとおりです。

担当中学校区 義務教育学校区		施設名	所在地	専用電話 F A X
①	孔舎衛 石切	社会福祉法人 仁風会 相談支援センタービオスの丘	日下町4-1-42	072-986-0294 072-986-9003
②	縄手北 枚岡	社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会 東大阪市立五条老人センター	五条町9-45	072-986-7673
③	くすは 縄手南 縄手			072-986-7592
④	池島学園 盾津	社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会 東大阪市立 角田総合老人センター	角田2-3-8	072-962-8265
⑤	盾津東 英田			072-963-2020
⑥	玉川 花園	社会福祉法人 青山会 とうふく	菱屋東2-4-21 相栄ロイヤルビル 5階	072-968-8065 072-968-8076
⑦	意岐部 若江	NPO法人 生きがい事業団かどや 街かどデイハウス すずめの学校(分室)	荒本1-1-24	06-6781-2002 06-6781-2002
⑧	楠根 高井田	社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会 東大阪市立 高井田老人センター	高井田元町1-2-13	06-6789-7206
⑨	新喜多 長栄			06-6789-9174
⑩	小阪	社会福祉法人 ひびき福祉会 アクティビティセンターひびき	中小阪5-14-23	06-6732-1127 06-6725-6522
⑪	金岡 布施	NPO法人 ヒューマンライツ・ながせ21 蛇草障害者作業所「パオ」	長瀬町3-6-8	06-6729-2825 06-6729-9346
⑫	弥刀 上小阪	社会福祉法人 真優福祉会 さつきこども園	近江堂2-6-30	06-6730-8780 06-6728-2125
⑬	柏田 長瀬	社会福祉法人 インクルーシヴライフ協会	衣摺4-1-8 関西ハイツ1階	06-6725-2754 06-6729-5016

9. いきいきネット相談支援センター 福祉の出張相談コーナー

福祉サービスについての疑問や質問、身近なことで困っていることはありませんか？
 様々な機関と連携し、みなさんのご不安をサポートします。
 私たちCSW（コミュニティソーシャルワーカー）は、「見守り・発見・相談からサービスへのつなぎ」をする役割を担っています。

	市民プラザ名	相談日（毎月） *但し1月を除く
A	日下「ゆうゆうプラザ」	第3水曜日
B	四条「やまなみプラザ」	第1火曜日
C	中鴻池「グリーンパル」	第1金曜日
D	若江岩田駅前「イコラム第3研修室」	第1火曜日
E	楠根「ももの広場」	第3木曜日
F	布施駅前「夢広場」	第1水曜日
G	近江堂「はすの広場」	第1木曜日

※13:30～16:00 ※祝日の場合は変更になります。

※1月はお休みとさせていただきます。

※東大阪市からの委託を受けており安心して相談ください。相談は無料です。
 プライバシーは厳守します。

■ 事業についての問い合わせ先

東大阪市福祉部地域福祉課

T E L 06-4309-3181
 F A X 06-4309-3815

■ いきいきネット相談支援センターの調整役

東大阪市社会福祉協議会

東大阪市立角田総合老人センター内

T E L 072-962-8011
 F A X 072-963-2020

10. コミュニティソーシャルワーカー配置事業関連資料

東大阪ふくしだより 令和4年 5月 1日号 No.115
(切り抜き)

地域の身近な福祉相談窓口 いきいきネット 相談支援センター(CSW)

※ CSW = コミュニティソーシャルワーカー

子どもから大人まで、対象を問わず、くらしの中のさまざまな悩みや困りごとの相談に応じます。相談は無料、個人情報厳守します。お気軽にご相談ください。



担当中学校区 義務教育学校区	施設名	所在地	電話	FAX
孔舎衛 石 切	社会福祉法人 仁風会 相談支援センターピオスの丘	日下町 4-1-42	☎ 072-986-0294	072-986-9003
縄手北 枚 岡	社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会 東大阪市立五条老人センター	五条町 9-45	☎ 072-986-7673	072-986-7592
くすは縄手南 縄 手	社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会 東大阪市立角田総合老人センター	角田 2-3-8	☎ 072-962-8265	072-963-2020
池島学園 盾 津	社会福祉法人 青山会 とうふく	菱屋東 2-4-21 相栄ロイヤルビル 5 階	☎ 072-968-8065	072-968-8076
盾津東 英 田	NPO法人 生きがい事業団 かどや 街かどデイハウスすずめの学校 (分室)	荒本 1-1-24	☎ 06-6781-2002	06-6781-2002
花 園	社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会 東大阪市立高井田老人センター	高井田元町 1-2-13	☎ 06-6789-7206	06-6789-9174
意岐部 若 江	社会福祉法人 ひびき福祉会 アクティビティセンター ひびき	中小阪 5-14-23	☎ 06-6732-1127	06-6725-6522
楠 根	NPO法人 ヒューマンライツ・ながせ 21 蛇草障害者作業所「パオ」	長瀬町 3-6-8	☎ 06-6729-2825	06-6729-9346
高井田 新喜多	社会福祉法人 真優福祉会 さつきこども園	近江堂 2-6-30	☎ 06-6730-8780	06-6728-2125
長 栄	社会福祉法人 インクルーシヴライフ協会	衣摺 4-1-8 関西ハイツ 1 階	☎ 06-6725-2754	06-6729-5016
小 阪				
金 岡				
布 施				
弥 刀				
上小阪				
柏 田				
長 瀬				

お住まいの地域によって担当が異なります。ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

《問い合わせ先》

角田総合老人センター (角田 2-3-8) ☎ 072-962-8011 FAX 072-963-2020

市民後見人の養成と活動支援を行っています

成年後見制度の新たな担い手として、市民目線で本人に寄り添った支援を行う「市民後見人」の養成講座を開催しています。また、家庭裁判所から後見人に選任された市民後見人に対する活動支援を行っています。

市民後見人の活動って？



預貯金の
管理や支払いの
手続きなど

週 1 回程度
ご本人の
見守り

福祉サービス
など必要な
契約行為

ご本人に
不利益な契約
の取消など

毎年6月頃に養成講座のオリエンテーションを開催しています。

「市民後見人」に興味のある方はぜひお問い合わせください。

《問い合わせ先》

日常生活自立支援センター 市民後見推進事業 ☎ 06-4309-7517 FAX 06-4309-7582

東大阪ふくしだより 令和4年 10月 1日号 No.116
(切り抜き)



福祉なんでも相談



くらしの中の悩みや困っていることはありませんか？
CSW（コミュニティソーシャルワーカー）が月に1回、市民プラザへ出張して相談に応じます。

	市民プラザ名	相談日（毎月） ※但し1月を除く
A	日下「ゆうゆうプラザ」	第3水曜日
B	四条「やまなみプラザ」	第1火曜日
C	中鴻池「グリーンパル」	第1金曜日
D	若江岩田駅前「イコーラム」	第1火曜日
E	楠根「ものの広場」	第3木曜日
F	布施駅前「夢広場」	第1水曜日
G	近江堂「はすの広場」	第1木曜日

(相談受付時間) 午後1時30分～4時まで
※祝日の場合は変更になります。

《問い合わせ先》
東大阪市福祉部地域福祉課
☎ 06-4309-3181 FAX06-4309-3815
東大阪市社会福祉協議会 角田総合老人センター
☎ 072-962-8011 FAX072-963-2020

相談は無料です。
個人情報厳守します。



東大阪市政だより 令和5年 2月 1日号 No.1243
(切り抜き)

出張相談日程表

開催場所	開催日
夢工場(布施駅前)	2月11日木、3月11日木
はすの広場(近江堂)	2月2日木、3月2日木
グリーンパル(中鴻池)	2月3日金、3月3日金
やまなみプラザ(四条)	2月7日火、3月7日火
イコーラム、(2)友共同 空西センター	2月7日火、3月7日火
ゆうゆうプラザ(日下)	2月15日木、3月15日木
ものの広場(楠根)	2月16日金、3月16日金

※お休みの日は13時00分～16時、事前予約不要。

福祉なんでも相談
暮らしの中で困っていることなどを相談しませんか？

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)は、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格をもつ地域の身近な相談員です。

CSWは、日々の暮らしの中で悩みごとや悩みなど相談者に寄り添いながら解決方法をいっしょに考え、支援に必要な制度やサービスにつなぎます。

現在、市内には12中学校区に1人のCSWが配置されています。お住まいの地域福祉課へお問い合わせください。

06-4309-3181、FAX06-4309-3815

072-962-8011、FAX072-963-2020

東大阪市政だより

令和4年 4月1日号

5月1日号

6月1日号

7月1日号

8月1日号

9月1日号

10月1日号

11月1日号

12月1日号

令和5年 3月1日号

(切り抜き)

福祉なんでも相談

場所▷3月1日(水)=夢広場(布施駅前)▷2日(木)=はすの広場(近江堂)▷3日(金)=グリーンパル(中鴻池)▷7日(火)=やまなみプラザ(四条)、イコーラム(男女共同参画センター)▷15日(水)=ゆうゆうプラザ(日下)▷16日(木)=ももの広場(楠根) ☆いずれも13時30分~16時
※申込不要。

電話地域福祉課 06(4309)3181、FAX 06(4309)3815

東大阪市政だより

令和4年 9月15日号

11月15日号

令和5年 3月15日号

(切り抜き)

コミュニティソーシャルワーカーによる福祉なんでも相談

高齢者や障害者、子育て中の人などの暮らしの中の困りごとや悩みごとの相談。いずれも13時30分~16時で予約不要 06(4309)3181、FAX06(4309)3815(地域福祉課)

【市民プラザ】▷日下=第3水曜▷四条=第1火曜▷中鴻池=第1金曜▷楠根=第3木曜▷布施駅前=第1水曜▷近江堂=第1木曜

【イコーラム】第1火曜

11. 東大阪市コミュニティソーシャルワーカー連絡会会則

（目 的）

第1条 東大阪市コミュニティソーシャルワーカー配置事業により、中学校区単位にある施設等に配置されたコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という）が、実施要項に定める目的達成のためにCSW連絡会（以下「この会」という）を設置する。

（会 則）

第2条 この会は、CSW配置事業により設置されたCSW、市担当課及び社協等の職員を会員として構成するものとする。

（活動内容）

第3条 この会は、次に掲げる活動を行うものとする。

- （1）CSW相互間の円滑な情報交換と交流を行う。
- （2）CSWの資質向上のための研修を実施する。
- （3）その他目的達成のための必要な活動を行う。

（会 議）

第4条 この会の会議は、原則として毎月開催するものとする。また「研究会」と称し、随時第3条（2）の目的のための会議を行う。

（事務局）

第5条 この会の事務局は、社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会内に置く。

（経 費）

第6条 この会にかかる経費は、市からの委託料（活動費）の一部をもって充てる。

（その他）

第7条 この会則に定めない事項は、この会でその都度協議するものとする。

附 則 この会則は、平成19年4月1日から施行する。

いきいきネット相談支援センター
CSW(コミュニティソーシャルワーカー)
活動報告書
令和4年度

発 行
令和5年3月
東大阪市CSW連絡会

